「八尾空港西側跡地まちづくり基本構想策定支援業務」
委託事業者選定基準

１．選定方法

（１）審査対象となった提案について、「２．評価基準」に基づき、「八尾空港西側跡地まちづくり基本構想策定支援業務」委託事業者選定委員会により審査を行い、評価項目①～⑧の合計を「提案評価点」、評価項目⑨を「価格点」として算出するものとする。また、提案評価点と価格点の合計点数を「評価点数」とし、各委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」とする。

（２）「評価点数」は、100 点を満点として、内訳は「提案点 90 点」、「価格点 10 点」とする。

（３）提案者が４者以上ある場合は、事前に１次審査（書類審査）を実施し、その合計点を事前審査評価点とし、各委員の合計点の高い上位３者を２次審査（プレゼンテーション審査）の対象とする。書類審査は、評価項目の①～⑥をもって評価するものとする。

（４）審査は、プレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。ただし、総合評価点数が６割に達しない場合、再募集とする。

（５）総合評価点数の同じ者が２者以上あるときは、企画提案内容の高い者を優先交渉権者として選定する。なお、企画提案内容も同じ場合は、④及び⑥の合計点の高い者を優先交渉権者として選定する。

（６）優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。

（７）提案者が１ 者であっても審査を実施し、総合評価点数が６割に達した場合、その者を優先交渉権者として選定する。

２．評価基準

（１）各評価項目について、評価内容に記載の観点から評価し、採点する。なお、審査は事業者名を伏せて行う。

（２）総合評価点数は選定委員の合計点とする。

（３）書類審査で評価点（評価項目①～⑥（合計 70 点））を算出し、その合計点の高い上位３者を選定する。審査は、プレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。

（４）記載がない項目は０点とする。

（５）提案金額が業務委託料限度額の上限を超えている場合は失格とする。

				整理番号	

評価点数表

評価項目		配分点	評価内容	評価点		評価
提案評価点	業務体制	5	人員配置、指揮系統等、業務の目的を果たすための効果的な体制となっているか。	極めて良好	5点	①
				良好	4点	
				普通	3点	
				やや不十分	2点	
				不十分	1点	
	業務実績	5	同種又は類似業務の事業実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	極めて良好	5点	②
				良好	4点	
				普通	3点	
				やや不十分	2点	
				不十分	1点	
	企画提案内容	15	業務内容について、八尾空港西側跡地を含む広域的な現状や課題を捉えているか。	極めて良好	15点	③
				良好	12点	
				普通	9点	
				やや不十分	6点	
				不十分	3点	
		15	コンセプト、ゾーニング案の作成にあたり適切な業務遂行・提案・助言が期待できるか。	極めて良好	15点	④
				良好	12点	
				普通	9点	
				やや不十分	6点	
				不十分	3点	
		10	事業スキームやスケジュールについて具体性、実現性を伴った検討が適切に行えるか。	極めて良好	10点	⑤
				良好	8点	
				普通	6点	
				やや不十分	4点	
				不十分	2点	
		20	仕様書に記載がない内容で、独自の提案や得意分野を活かした有効な提案が期待できるか。	極めて良好	20点	⑥
				良好	16点	
				普通	12点	
				やや不十分	8点	
				不十分	4点	
	プレゼンテーション	20	提案説明 ・業務の着眼点・実施方針が適切で、取組み意欲が強く感じられるか。	極めて良好	10点	⑦
				良好	8点	
				普通	6点	
				やや不十分	4点	
				不十分	2点	
			質疑応答 ・質問に対する応答が明快かつ具体的で、本市の求める仕様以上の提案があるか。	極めて良好	10点	⑧
				良好	8点	
				普通	6点	
				やや不十分	4点	
				不十分	2点	
価格点	見積金額	10	業務委託料限度額と同額の場合を0点とし、割合に応じて、以下の通りとする。			⑨

割合	点数
業務委託料限度額の80%未満	10点
業務委託料限度額の80%以上90%未満	8点
業務委託料限度額の90%以上95%未満	6点
業務委託料限度額の95%以上100%未満	4点

	配分点計100	合　計　①～⑨